

府中市工事請負契約における現場代理人
常駐義務の緩和措置に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、府中市工事請負契約約款第10条第2項に規定する現場代理人の常駐義務の一部を緩和し、兼任を認める措置について必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐を要しない期間)

第2条 現場代理人は、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことを原則とするが、次の各号のいずれかの期間に該当し、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 前項の各号に該当し、現場代理人が工事現場を離れようとする場合、受注者は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 工事現場における常駐を要しない期間について、監督員等との工事打合せ等で明確にし、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等を書面により明確にすること。
- (2) 当該期間は現場代理人が工事現場に常駐することを必ずしも要しない期間であって、他の工事の現場代理人との兼任の要件ではないことに留意すること。

(兼任することができる工事)

第3条 次の各号の全てに該当する場合は、合計で2件まで現場代理人を兼任することができる。

- (1) それぞれが府中市又は国、地方公共団体等の発注の公共工事であること。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の了承を得ていること。
- (2) それぞれが契約金額3,500万円（建築工事の場合は7,000万円）未満の工事であること。
- (3) 兼任する工事現場がいずれも府中市内であること。

(4) 発注者又は監督員が求めた場合は、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

2 前項に定める場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合、2件まで現場代理人を兼任できるものとする。

(1) 府中市又は国、地方公共団体等が発注する、密接な関係のある複数の工事を同一の受注者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合で、同一の専任の主任技術者が管理することを認められた工事(ただし、専任の監理技術者については適用されない。)

(2) 府中市又は国、地方公共団体等の発注済みの公共工事に続き、随意契約により契約する工事で、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる工事。ただし、一方の工事が他の機関の発注する工事である場合、兼任について、他の発注者の承認を得ていること。

(手続き)

第4条 現場代理人の兼任を希望する者は、工事を主管する課に兼任届(別記様式)を提出することとする。

(兼任することができない場合の取扱い)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、兼務することができない。

(1) 既に従事している工事において、現場代理人の常駐を求められているとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、兼務することが不相当と市長が認めるとき。

(契約変更時の取扱い)

第6条 第3条の規定に基づき現場代理人を兼任する工事において、契約変更が生じたことにより、第3条第1項第2号の要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人を兼任することができる。

(兼任の解除)

第7条 市長は、兼任に係る工事等に関して、虚偽の申請又は受注者の安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じると認められる場合は、当該兼任を取り消すことができる。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、契約課長が定める。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。

付 則

この基準は、令和3年10月1日から施行し、同日以降に契約する工事請負契約について適用する。